

規制の事前評価書

令和 2 年 6 月
国家公安委員会・警察庁

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：重大違反に関する規定の整備

規制の区分：新設、**改正** (**拡充**、緩和)、廃止

担当部局：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和2年5月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

今回の改正では、(1)他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをしたこと、及び(2)(1)の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせることを、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に違反する行為で重大なもの（以下「重大違反」という。）に加え、その教唆又は幫助（以下「唆し等」という。）を行った者を運転免許（以下「免許」という。）の拒否又は取消しの対象とすることとしている。

前記(1)及び(2)の違反行為を重大違反に加え、その唆し等を行った者を免許の拒否又は取消しの対象としなかった場合、当該行為の悪質性・危険性に照らし、道路交通の場から排除する必要がある者を排除することができないと考えられる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

平成 29 年 6 月、神奈川県内の東名高速道路上において、他の自動車を執ように追跡し、進路を塞ぐなどの妨害行為を繰り返した上、当該自動車を停止させて後続の自動車に追突させ、停止させられた自動車に乗車していた家族 4 人を死傷させる事件が発生したことなどを契機に、いわゆる「あおり運転」に対する国民の不安が高まっている状況にある。

こうした状況の背景には、現行の法が十分な抑止力を持っていないことが考えられる。すなわち、現行の法の通行方法や運転者の義務等に関する規定は、他の車両等の通行を妨害する目的でこれらの規定の違反を積極的に行うような悪質・危険な運転者を直接的に想定していないため、いわゆる「あおり運転」のような悪質・危険な違反行為を行った者及びその唆し等を行った者について、十分な法定刑及び行政処分が定められているとは言い難い。

[規制の内容]

このような状況に鑑み、今回の改正では、前記(1)及び(2)の違反行為を重大違反に加え、その唆し等を行った者を免許の拒否又は取消しの対象とすることとしている。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

前記(1)及び(2)の違反行為の唆し等を規制の対象とするものであり、遵守費用は生じない。

[行政費用]

前記(1)又は(2)の違反行為の唆し等を行った者に対する免許の拒否又は取消しに関する事務が発生するが、当該事務は、違反行為の立証や違反行為に伴う交通事故に係る捜査等と一連の手続の中で行われるため、前記(1)又は(2)の違反行為の唆し等を行った者に対する免許の拒否又は取消しのための行政費用は生じない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本改正は、規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正により、前記(1)又は(2)の違反行為の唆し等を行ったことを理由として、免許の拒否又は取消しを行うことが可能となる。

これにより、悪質・危険な行為を抑止することができ、また、実際に前記(1)又は(2)の違反行為の唆し等を行った者について、道路交通の場から排除することを可能とし、将来における道路交通の危険を予防することができるという効果がある。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

今回の改正に関する便益を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

今回の改正は、規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握するこ

とが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回の改正に関する副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

前記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今回の改正により、新たな遵守費用及び行政費用は生じない（2③参照）。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

他に想定される代替案はない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

政策所管課において、当該規制により発生する費用や効果を明らかにし、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

今回の改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により効果（便益）を把握することとする。

- ・ 前記(1)又は(2)の違反行為の唆し等を行ったことを理由とする免許の拒否及び取消しの件数

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：危険行為に関する規定の整備

規制の区分：新設、**改正** (**拡充**、緩和)、廃止

担当部局：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和2年5月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

今回の改正では、自転車の運転に関し、(1)他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをする事、及び(2)(1)の罪を犯し、よって道路における著しい交通の危険を生じさせることを、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の自転車の運転に関する規定に違反する行為であって、道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「危険行為」という。）に加え、これらの違反行為をした一定の要件を満たす自転車の運転者に対し、自転車運転者講習（以下単に「講習」という。）の受講を命ずることができることとしている。

前記(1)及び(2)の違反行為を危険行為に加えない場合、将来的に交通の危険を生じさせるおそれが強いと認められる自転車の運転者の危険性を改善することができなくなり、交通の安全が損なわれるおそれがあると考えられる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

平成 29 年 6 月、神奈川県内の東名高速道路上において、他の自動車を執ように追跡し、進路を塞ぐなどの妨害行為を繰り返した上、当該自動車を停止させて後続の自動車に追突させ、停止させられた自動車に乗車していた家族 4 人を死傷させる事件が発生したこと等を契機に、いわゆる「あおり運転」に対する国民の不安が高まっている状況にある。

こうした状況の背景には、現行の法が十分な抑止力を持っていないことが考えられる。すなわち、現行の法の通行方法や運転者の義務等に関する規定は、他の車両等の通行を妨害する目的でこれらの規定の違反を積極的に行うような悪質・危険な運転者（自転車の運転者を含む。）を直接的に想定していないため、十分な法定刑及び行政処分が定められているとは言い難い。

[規制の内容]

このような状況に鑑み、今回の改正では、前記(1)及び(2)の違反行為を危険行為に加え、前記(1)又は(2)の違反行為をした一定の要件を満たす自転車の運転者に対し、講習の受講を命ずることができることとしている。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

前記(1)又は(2)の違反行為をした自転車の運転者に対し、一定の場合に講習の受講を命ずることとなり、一定の遵守費用が生ずる。

なお、講習を受講するための手数料の標準は道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）において、講習 1 時間について 2,000 円と定められている。

[行政費用]

受講命令の発出事務及び講習の実施事務が都道府県公安委員会に発生することとなり、一定の行政費用が発生する。

なお、令和元年中の講習の受講者数は 328 人である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す

ることが求められる。

本改正は、規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正により、前記(1)又は(2)の違反行為をした自転車の運転者に対し、一定の場合に講習の受講を命ずることができることとなる。

これにより、将来的に交通の危険を生じさせるおそれ強いと認められる自転車の運転者の危険性が改善され、交通の安全を確保することができるという効果（便益）がある。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正に関する便益を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正は、規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本改正により、前述のとおり、費用の点では、講習を受講するための遵守費用が生じるとともに、受講命令の発出事務及び講習の実施事務に係る行政費用が新たに生じるが、効果の点では、将来的に交通の危険を生じさせるおそれが強いと認められる自転車の運転者の危険性が改善され、交通の安全を確保することにつながると考えられることから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

他に想定される代替案はない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

政策所管課において、当該規制により発生する費用や効果を明らかにし、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により効果（便益）を把握することとする。

- ・ 自転車の運転に関し前記(1)又は(2)の違反行為を行った者が講習を受講した件数